

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する
条例の一部を改正することについて

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部
を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 7 日提出

提出者	秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議員	小山田 良 弘
賛成者	同	大 塚 毅
同	同	桑 原 昌 之
同	同	中 村 知 也
同	同	横山 むらさき
同	同	川 添 康 大
同	同	越 水 崇 史
同	同	米 谷 政 久
同	同	山 田 昌 紀

提案理由

秦野市の旅費制度改正に伴い、条文内容及び条例体系を秦野市に準じた構成
となるよう整備するため、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報
酬等に関する条例から、非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する規定を分離
し、条例を改正するものであります。

秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第 号

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する
条例の一部を改正する条例

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例（昭和
36年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第5号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に
関する条例

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4
項の規定により秦野市伊勢原市環境衛生組合議会（以下「議会」という。）
の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める。

（議員報酬の額）

第2条 議員報酬の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 議長 年額249,600円
- (2) 副議長 年額240,000円
- (3) 議員 年額192,000円

第3条の見出し中「及び報酬」を削り、同条第1項ただし書中「第5項」を
「第4項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に
改め、「及び報酬」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「若しくは」
を「又は」に改め、「又は特別職に属する者となった者の報酬」を削り、同項
を同条第3項とし、同条第5項中「又は解職」を「等」に改め、「及び報酬」
を削り、同項を同条第4項とする。

第3条の2第1項中「又は報酬」及び「、その報酬の額は、その月の現日数
を」を削り、同条第2項中「及び報酬」を削る。

第4条第1項中「第1条に規定する者」を「議長、副議長及び議員」に改め、
同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、秦野市議会の議員に
支給する旅費の例による。

第4条第3項を削る。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議提議案第1号 秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定により秦野市伊勢原市環境衛生組合議会（以下「議会」という。）の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例</u></p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項及び第203条の2第5項の規定により秦野市伊勢原市環境衛生組合議会（以下「議会」という。）の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びに次に掲げる者（以下「特別職に属する者」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める。</u></p> <p>(1) <u>監査委員</u></p> <p>(2) <u>秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の委員</u></p> <p>(3) <u>秦野市伊勢原市環境衛生組合企画提案型事業審査会の委員</u></p> <p>(4) <u>秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等認定委員会の委員</u></p> <p>(5) <u>秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等審査会の委員</u></p> <p>(6) <u>秦野市伊勢原市環境衛生組合行政不服審査会の委員</u></p> <p>(7) <u>秦野市伊勢原市環境衛生組合指定管理者選定評価委員会の委員</u></p>

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 議長 年額 249,600円
- (2) 副議長 年額 240,000円
- (3) 議員 年額 192,000円

(議員報酬の支給日等)

第3条 議員報酬は、年額を2で除した額を、4月1日から9月30日までの前期分として10月に、10月1日から翌年3月31日までの後期分として翌年3月にそれぞれ支給する。ただし、第4項に掲げる理由により離職した日の属する期の議員報酬は、離職した日の属する月の翌月に支給する。

2 前項による議員報酬の支給日は、一般職の職員の給料の支給日の例による。

(8) 臨時に設置された委員会の委員

(議員報酬及び報酬の額)

第2条 前条に規定する者の議員報酬及び報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、同表に掲げる非常勤の職員のうち、報酬額を日額で定めるものについて高度な知識、識見、資格等を有する者を委嘱する場合において、組合長が特に必要と認めるときは、日額23,000円を超えない範囲内でその額を別に定めることができる。

(議員報酬及び報酬の支給日等)

第3条 議員報酬は、年額を2で除した額を、4月1日から9月30日までの前期分として10月に、10月1日から翌年3月31日までの後期分として翌年3月にそれぞれ支給する。ただし、第5項に掲げる理由により離職した日の属する期の議員報酬は、離職した日の属する月の翌月に支給する。

2 報酬は、その月の初日から末日までの分を翌月に支給する。

3 前2項による議員報酬及び報酬の支給日は、一般職の職員の給料の支給日の例による。

3 新たに議長、副議長又は議員となった者の議員報酬は、その日から支給する。

4 任期満了、辞職、失職、死亡等により、その職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

(日割り計算等)

第3条の2 前条の規定により議員報酬を支給する場合であつて、その月の初日からは支給しないとき、又はその月の末日までは支給しないときは、その議員報酬の額は、その期の現日数を基礎として日割りによって計算する。

2 前条及び前項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、一般職の職員の例による。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が公務のため秦野市及び伊勢原市の区域外に出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、秦野市議会の議員に支給する旅費の例による。

4 新たに議長、副議長若しくは議員となった者の議員報酬又は特別職に属する者となった者の報酬は、その日から支給する。

5 任期満了、辞職、失職、死亡又は解職により、その職を離れたときは、その日までの議員報酬及び報酬を支給する。

(日割り計算等)

第3条の2 前条の規定により議員報酬又は報酬を支給する場合であつて、その月の初日からは支給しないとき、又はその月の末日までは支給しないときは、その議員報酬の額は、その期の現日数を、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

2 前条及び前項に定めるもののほか、議員報酬及び報酬の支給方法については、一般職の職員の例による。

(費用弁償)

第4条 第1条に規定する者が公務のため秦野市及び伊勢原市の区域外に出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。

2 第1条に規定する者(議員を除く。)が、会議に応招するため、又は公務のため秦野市及び伊勢原市の区域内を出張したときは、鉄道賃又は車賃を支給する。

3 第1項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとし、その支給方法は、秦野市議会の議員に対する旅費支給の例による。

別表第1（第2条関係）

職名		議員報酬又は報酬の額
議会の議員	議長	年額 249,600円
	副議長	年額 240,000円
	議員	年額 192,000円
監査委員	議会の議員の中から の委員	日額 7,800円
	識見を有する者	日額 13,000円
秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の委員		日額 13,000円
秦野市伊勢原市環境衛生組合企画提案型事業審査会の委員		日額 7,800円
秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等認定委員会の委員		日額 7,800円
秦野市伊勢原市環境衛生組合公務災害補償等審査会の委員		日額 13,000円
秦野市伊勢原市環境衛生組合行政不服審査会の委員		日額 13,000円
臨時に設置された委員会の委員		予算の範囲内において組合長の定める額

備考1 報酬額を日額で規定する非常勤の職員（附属機関の委員に限る。）のうち、会議において議事を掌理する者の報酬額は、日額に1,000円を加算する。ただし、報酬額が日額23,000円の者については、加算することができない。

2 この表秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の委員の項の規定にかかわらず、秦野市伊勢原市環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会が情報公開請求に対する非公開決定、個人情報開示請求に対する非開示決定その他の処分に係る審査請求以外の案件を審議する場合における同審査会の委員の報酬額は、日額9,600円とする。

別表第2（第4条関係）

<u>鉄道賃</u>	<u>船賃</u>	<u>航空賃</u>	<u>車賃</u>	<u>宿泊料（1泊につき）</u>	<u>食卓料（1泊につき）</u>
<u>運賃の等級が区分されている場合1等の運賃、運賃</u>	<u>運賃の等級が区分されている場合1等の運賃、運賃</u>	<u>実費</u>	<u>実費</u>	<u>13,000円</u>	<u>1,800円</u>

<u>の等級を</u>	<u>の等級を</u>			
<u>設けない</u>	<u>設けない</u>			
<u>線路で特</u>	<u>船舶で特</u>			
<u>別車両料</u>	<u>別船室料</u>			
<u>金を徴す</u>	<u>金を徴す</u>			
<u>る客車を</u>	<u>るものを</u>			
<u>運行して</u>	<u>運行して</u>			
<u>いる場合</u>	<u>いる場合</u>			
<u>運賃のほ</u>	<u>運賃のほ</u>			
<u>か特別車</u>	<u>か特別船</u>			
<u>両料金</u>	<u>室料金</u>			

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。